

(資料 3 - 1) 旭川市図書館電子書籍サービスについて

紙書籍と電子書籍のそれぞれの特徴を活かした読書環境の充実

旭川市図書館では紙書籍の提供を基本としながら、電子書籍の読書支援機能も活用し、相互に機能・役割を補完しながら、良好な読書環境の充実に努めていきます。

紙書籍の利点・役割

<蓄積された蔵書の活用>

・旭川市図書館では大正時代に設置された私立図書館「下村文庫」から現在まで、必要な資料を収集・選択し、質の高い蔵書コレクションを構築しています。特に地域に関する歴史的資料を多く所蔵しており、こうした蔵書の蓄積が市民の読書環境の充実ににつながっています。

<こどもの読書習慣の形成>

・読書習慣の形成のためには、乳幼児期からの保護者による読み聞かせなど、生の読書経験を受けることが重要であり、そのためには読み手、聞き手双方のペースで読み進めることができる紙書籍が適しています。

<紙書籍に対する需要>

・ほとんどの年齢層において、これまで紙書籍による読書に慣れ親しんできたことから、知識や教養を獲得する手段として、今後もその需要はなくなることは無いと考えられます。



補完

電子書籍の利点・役割

<館外サービスの充実>

・365日いつでもどこでも利用可能であり、コロナウイルス感染症による自宅待機者のほか、開館時間中に図書館を利用しづらいビジネスパーソンや子育て世代、図書館から遠い市民など、これまでサービスが届かなかった層に対する読書環境を充実させることが可能となります。

<読書のバリアフリー化>

「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月施行）において、地方自治体は視覚に障がいのある方のほか、高齢者、肢体不自由、発達障害そのほか様々な理由により読書が困難な方に対する読書環境の充実が求められています。

電子図書館システムは、視覚障がい者等がサービスにアクセスし、必要な資料の検索・貸出・閲覧までの一連の流れを補助する仕組みがあり、また、電子書籍は文字拡大、色反転、自動ページ送り等の読書支援機能のほか、朗読図書、本文の機械読み上げ可能図書があることから、読書のバリアフリー化につながるものと考えられます。